

千葉県委託成績評定結果公表要領

1 公表の目的

公共事業の執行について、公共事業の委託業務に係る適正な成果品の品質を確保するため、委託成績評定結果を公表する。

2 公表の内容

- (1) 業務委託料100万円を超える委託業務を対象とする。
- (2) 受注者宛委託業務検査結果実施通知書(別記第7号様式)の写し

3 公表方法及び場所等

(1) 公表方法

公表の方法は閲覧方式とする。

閲覧をしようとする者は、委託成績評定結果閲覧申請簿に必要事項を記載し、係員の承認を得て行うものとする。

なお、閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

(2) 公表場所

発注機関の閲覧所を原則とする。

(3) 公表時期

結果通知後、速やかに公表するものとする。

(4) 公表期間

検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

(5) 公表時間

開庁時間を原則とする。

(6) 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、各機関の係員(各機関の長が指名した職員とする。)が行うものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

